

柏崎市スクール・サポート・スタッフ（不登校対策）任用要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、スクール・サポート・スタッフ（不登校対策）（以下「不登校対策SSS」という。）の任用、勤務時間、報酬その他の勤務条件について、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、任用に関する事項は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）、新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則（平成13年規則第2号。以下「規則」という。）その他関係法令の定めるところによる。

（身分）

第2条 不登校対策SSSは、法第22条の2第1項第1号の規定に基づいて任用された非常勤職員とする。

（選考）

第3条 不登校対策SSSは、次の各号に掲げる者のいずれにも該当するものとし、柏崎市教育委員会学校教育課長の面接等により選考する。

(1) 健康で、かつ、意欲を持って不登校対策に関する業務を遂行できる者

(2) パソコンを用いた文書等の作成ができる者

2 不登校対策SSSを希望する者は、採用申込書（履歴書）を教育委員会に提出しなければならない。

3 選考は、次に掲げる審査の結果により職務を遂行する能力及び適性を判断して行わなければならない。

(1) 採用申込書による書類審査

(2) 面接による審査

（職務）

第4条 不登校対策SSSは、学校長の指示の下、次に掲げる職務を行う。

(1) 校内教育支援センターの運営支援（環境整備、児童生徒対応など）

- (2) 教員の業務支援（学習プリントの印刷、教材の準備など）
- (3) その他業務を円滑に進めるために学校長が必要と認める事項  
（任用期間）

第5条 任用期間は、任用開始の日から任用時に指定した期間までとする。

（サービスの基準）

第6条 不登校対策SSSは、その職務を遂行するに当たり、学校長の指揮監督を受け、職務上の命令に従わなければならない。

（法令等の遵守）

第7条 不登校対策SSSは、その職務を遂行するに当たり、法令、条例、教育委員会規則その他の規程（以下「法令等」という。）に従わなければならない。

（職務に専念する義務）

第8条 不登校対策SSSは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。

（信用失墜行為の禁止）

第9条 不登校対策SSSは、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

（守秘義務）

第10条 不登校対策SSSは、法令等に特別な定めがある場合を除き、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（勤務時間）

第11条 不登校対策SSSの1日の勤務時間は4時間とし、年間の勤務日数は任用時に定めた日数を上限とする。

2 勤務日及び勤務時間の割り振りは、学校長が定める。

（身分の喪失）

第12条 不登校対策SSSの身分の喪失については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日とする。

- (1) 任用期間が満了したとき 満了した日
- (2) 辞職を願い出て承認されたとき 承認された辞職の日

(3) 死亡したとき 死亡した日

2 前項第2号に規定する辞職を願い出る場合には、不登校対策SSSは、希望する辞職の日の30日前までに辞職願を教育委員会に提出しなければならない。

(解任)

第13条 教育委員会は、不登校対策SSSが次の各号のいずれかに該当する場合は、その意に反してこれを解任することができる。

(1) 著しく勤務状況が良くない、又は学校の方針に従わない場合

(2) 心身の障害等により、長期に休養を要するために職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(3) その他職務上の義務に違反し、又は全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合

2 前項の規定により不登校対策SSSを解任するときは、解任の日の30日前までにその旨を通知するものとする。

(報酬等)

第14条 不登校対策SSSに、次に定める報酬等を支給する。

(1) 新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第17号。以下「報酬条例」という。）第2条及び規則第14条第1項の規定による報酬

(2) 報酬条例第9条の規定による通勤に係る費用弁償

(報酬等の支給日)

第15条 報酬等の支給対象期間は、月の初日から末日までとする。

2 報酬等の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が週休日又は新潟県柏崎市の休日を定める条例（平成元年条例第31号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日又は休日でない日とする。

(期末手当及び勤勉手当)

第16条 不登校対策SSSの期末手当及び勤勉手当については、報酬条例第8条及び第8条の2の規定による。

2 不登校対策SSSの期末手当及び勤勉手当の支給日は、新潟県柏崎市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第13号）第17条の5及び第17条の8に規定する職員の例による。

(社会保険等の適用)

第17条 不登校対策SSSの社会保険等の適用については、規則第22条の規定による。

(公務災害補償)

第18条 不登校対策SSSが、公務上の災害又は通勤による災害を受けたときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。